

いなべ市
議会だより

第18号

平成20年8月1日

発行
三重県いなべ市議会

編集
議会広報特別委員会



員弁西保育園の園児たち

新しい園舎で初めての夏を迎えました。

「きれいなプールでうれしいな。おおきいプールでうれしいな。
ともだちたくさんうれしいな。」

6月定例議会

目次

- 16人が一般質問を行いました…P2～P10
- 委員会の審査結果……………P11～P12
- 議会改革……………P12
- 反対VS賛成討論……………P13～P17
- 審議結果一覧表……………P17
- クイズ・視察研修・編集後記……………P18

一般質問

あなたの声を市政に

6月10・11日に16人の議員が一般質問を行いました。
質問と答弁の内容を要約してお知らせします。



伊藤 弘美

ガソリン税暫定税率の失効による市政への影響は
～今後の「市政執行」は
大丈夫か～

【質問】 暫定税率の失効で生じた「いなべ市」の
税収減の影響額(試算)、地方道路譲与税、自動車取
得税交付金などへの影響は。また、発生した歳入減
の補てんを国にどのようなかたちで求めていくのか。
平成21年度から道路特定財源が一般財源化される。
「地方財政と地方経済を守るため、暫定税率を再可
決した」との政府のコメントであるが、交付税をは
じめ、多くの補助金の減額により、国政の先行き不
透明な状況となっている。今後の「いなべ市政執行」
は大丈夫か。

また、ガソリンの度重なる値上げ、あらゆる物価
の高騰により、住民の負担は増え、生活は日増しに
厳しく圧迫されてきている。住民の負担が増加しな
い市政執行を強く願います。

【市長】 必要な道路整備は十分な予算措置のもと
に、確実に推進することを強く要求していく。また、
今後もいろいろな機会を捉えて県や他市町と連携し、

減収額の補てんを国に要求していく。

【企画部長】 地方道路譲与税92万円、自動車取
得税交付金750万円の影響額で全体の約1.6%であ
る。

また、補助金については国土交通省から満額内示
があったので、道路関係市単独事業、補助金事業と
も当初予算どおり執行する。今後の「いなべ市政執
行」は行政改革を進めながら、道路を始めとして、
教育、福祉などに重点投資し、企業の投資環境や市
民の住み良さを向上させ、地域間競争に打ち勝って
いきたいと考えている。



新しく完成した藤原大橋

- 1.救急医療機関への支援策は
- 2.ドクターカー制度の導入には
- 3.学校現場における教職員の加配の現状は



岡 英 昭

【質問1】 「いなべ総合病院」への支援事業と補助金の概要は。また、市民のために頑張っていたが医療機関へ寄付受付や寄付金箱の設置はできないものか。

【福祉部長】 医療従事者の緊急確保のための「医療従事者緊急確保対策事業」として病院内託児施設の運営、研修医の宿泊施設の運営に1,186万円。桑名・員弁地区の救急体制を取っていただくための「病院群輪番制運営事業」に350万円。「24時間診療体制」の運営に対して4,200万円の助成をしているが、今後も国の医療行政の動向も見ながら支援を続けたい。

また、行政の公平性の観点から特定の法人に対する寄付活動は難しいが、医療機関にできるだけ負担をかけないような啓発をして地域との信頼関係を築くことで支援していきたい。

【質問2】 緊急医療対策「ドクターカー」制度導入について考えているのか。

【福祉部長】 同制度には医師や看護師の確保、経費負担など課題は多いが医療機関と相談し必要とあれば研究を進めたい。

【質問3】 学校現場における教職員の加配状況は。

【教育長】 「少人数教育支援」6校、「国際化対応」2校、「初任者研修指導」5校、スクールサポーター17人、特別支援員11人、介助員14人、非常勤講師10人の延べ45校。クラブ活動の外部コーチとして9人。

※加配とは、きまった数以上に特別に加えて配置すること。



いなべ総合病院

- 1.いなべ市総合計画に基づいた取り組みの状況は
- 2.自治基本条例の制定は考えているのか



鈴木 順 子

【質問1】 「いなべ市総合計画」が策定され3年目を迎えるにあたり、①自主防災②耐震診断③ごみのリサイクル④市民活動センター⑤男女共同参画の課題について伺う。また、今後の取り組みは。

【総務部長】 ①災害時には、住民の自主的な防災活動が必要不可欠。自治会長会を通じて自主防災組織化の推進、既存組織においては防火防災訓練の強化・充実の啓発を推進していく。地域における自助・共助の連帯意識の普及啓発も重要。④市民活動を支援するために5つの機能の充実を図っていく。さらに行政の事業の中で、市民団体等においても実施可能な事業については、「市民活動センター」が中間的にコーディネートしていけるように考えている。

【建設部長】 ②市単独による「無料耐震相談会」を開催する予定。

【市民部長】 ③ごみの詳しい分別方法の冊子を全

戸配布する計画である。

【福祉部長】 ⑤平成20年4月から、福祉部が所管し推進していく。課の設置も考えていく。

【質問2】 市民参加と協働によるまちづくりを推進するため、「自治体の憲法」といわれる自治基本条例の制定が必要ではないか。

【市長】 「市民が主役のまちづくり」を提唱し進めているが、条例制定には慎重な研究が必要。現段階では市民活動を支援する具体的な取り組みを一步でも進めることを最優先していきたい。



いなべ市総合計画



小林 俊彦

獣害対策とサルの追い払いのための「モンキードッグ」導入は

【質問】 中山間地域の人たちは、サル・イノシシ等の被害に悩んでいる。進入防護柵や花火等で色々な対策を講じて有害鳥獣被害の軽減に取り組んでいるが、大幅な被害軽減は難しい。①他の地域で成果を上げている犬を使つてのモンキードッグの導入予定は。②獣の嫌う作物の栽培を奨励すると言っているが、どのような作物か。また、その作物の栽培は容易で採算は取れる作物か。

【農林商工部長】 ①現在サルの追い払いは、猟友会による巡回を行っている。防護柵・電気柵設置者に補助金を出している。モンキードッグ導入の効果は、まだ全国的に結論が出ていないが、範囲が広くモンキードッグが数多く必要である。また、飼い犬を利用するため、犬の選定も難しい。訓練に約半年を必要とし、30～50万円の費用が必要な問題点もあるが、今後は他の事例を調査し、試験的に市内の

1地域を選定して、まず1頭導入したい。②現在も、お茶・梅・こんにゃく・サトイモを対策作物として栽培している。

また、昨年から猿害地域にセロリを試験的に栽培しているが、被害も無く栽培も容易である。そのため、今後は栽培面積を拡大してJAや直接業者へのセロリの引き取りを可能にし、採算が取れるようにしたい。



訓練中のモンキードッグ候補犬

水道事業の展望は

～どのような検討が行われたのか～



川崎智比呂

【質問】 水道料金の改正に向け、2カ年かけて作成した水道事業計画の概要および水道料金改正のもととなる水道事業運営審議会での議論内容を尋ねる。

【水道部長】 合併から4年間、旧町事業の計画の継承による安定給水に欠かせない機器整備等を最小限に止め施設の改修改良を実施してきたが、基本計画も今年3月末に水道事業運営審議会から報告をさせていただいた。しかし細部にわたって修正をしなければ市民の皆さんに、ご理解いただけない部分や水道ビジョンとして報告するには少し抜けた部分もあり、修正後早い時点で報告したいと考えている。

なお、改正については、昨今の物価上昇、原油価格の高騰が押し寄せるという状況の中、いたしかたがなく、議会への事前の説明がなかったことについては大変申し訳なく思っている。

今回は、基本料金を合わせていただき、応分の

費用については物価上昇分の5%を改正させていただくような形となっている。なお、合併協議の中では、料金の是正を10年以内ということと決められた。まだ数年残っている中で、その中で調整していくことになると考えているので、今後ともご協力をお願いしたい。



- 1.新しい発想による市民参加の市政を
- 2.地域活性化への支援と波及効果について



出口 正

【質問1】 地方自治の原点に基づいた地域づくりの必要性、人間関係の複雑化、生活環境の変化、地域意識の希薄化に加えて高齢化が進めば行政需要も高まる。そこで市政への市民参画と意見交換の開催は。

【市長】 市民と意見交換を行う機会を持つことは重要と考える。市内の集会に出席して、意見交換をしながら市政へ反映させる。今回設立した市民活動センターの機能が発揮でき、新たな枠組みの活動団体が育っていくようになれば、積極的な意見交換を考えている。

【質問2】 農業経営は複雑な問題を抱えている。高齢化・過疎化による担い手不足、土地の空洞化に起因する生活共同体としての機能低下がある。課題

解決には地域の特性を生かした取り組みが必要であり、保護政策に頼ることなく、活性化をめざすべきであると考えているがいかがか。

【農林商工部長】 平成19年度から施行した米の政策改革大綱により、担い手中心の農業政策へ転換されつつある。当市では平成17年度から、この制度に対応した集落づくりを進め、農地の有効活用を含めた地域活性化に取り組んでいる。

また、農業公園、青川キャンプパーク、阿下喜温泉等施設を利用して内外に発信し、いなべブランドの産品を積極的にPRして、知名度向上への取り組みを行うとともに、各施設の充実も図っていききたい。



農業公園（エコ福祉広場）

指定管理者制度について



藤本 司生

【質問】 先の定例議会（3月議会）において「ウッドヘッド三重」を指定管理とする条例と指定管理者を「いなべ市商工会」とする議案がともに可決された。この件についての要望、提案ともいえるが、今後のいなべ市施設等において指定管理者を定める予定であれば、十分な意見交換をするためにも、前もって条例を定めるべきであると考えているがいかがか。

指定管理者制度については、基本的に行政のスリム化のためには避けては通れないと考えている。そのためにも今回、拙速と思われるように、たたき台でも良いので候補施設の具体例を挙げて、できるだけ情報公開しておくことが望ましいがいかがか。

【総務部長】 指定管理者導入の公募の場合は、2回にわたって議会において承認いただくのが基本と認識しているため、条例案を提案し、すぐに業者の審議を行うということはない。したがって条例案に

ついては、できる限り早い時期に提案をさせていただき、指定管理者の業務開始の時期も考慮のうえ議案提出をと考えている。

しかし、今回のように非公募型で指定管理者の応募が1つだけしか想定されない場合は、今後も同一議会で、ご審議をいただくこともあり得ると考えているので、ご理解いただきたい。



北勢町阿下喜にあるウッドヘッド三重



位田まさ子

- 1.旧員弁高校跡地の有効活用策は
- 2.北勢町の幼稚園（阿下喜・十社）の給食化を図るべきではないか

【質問1】 旧員弁高校の解体工事の時期はいつか。跡地の有効活用につき、市としての案はあるのか。面積が2.8haもあるので半分は地域防災の拠点地を兼ねた野球場にし、残りは員弁町内の老朽化した市営住宅をこの地に建て替えてはどうか。また、跡地について地元自治会との話し合いの場を持ったのか。

【総務部長】 県の20年度予算に計上され、県議会には、まだ詳細が報告されていないが、10月頃から取壊し工事に入り本年度中に終了する予定。また、地元自治会に対して説明会が開催される予定。なお、跡地は県の管財室が一括処分する予定ではあるが、市としても地元自治会から一部払い下げの要望があることから市の全体計画として検討していきたい。

【質問2】 阿下喜・十社幼稚園の給食を実施してほしい。民間ならばすぐできる園児数だと思う。近くにある保育所から運ぶなど運用面において工夫してほしい。幼保一元化を望んでいるが、それができるまでの間の給食だけでもすべきであると思うがいかがか。

【市長】 幼保一元化には給食施設の問題ではなく、幼稚園、保育園の職員の統一化の問題がある。また、料金の違いの問題もあり、まず保育所化するのが第一段階と考えている。

【教育次長】 平成22年に阿下喜・十社幼稚園を保育所に一体化する。現在の状態で幼稚園の給食を整えるのには保育所の建設と同じぐらいの時間を要するため、それまで辛抱をいただきたい。



旧員弁高校の校舎



伊藤和子

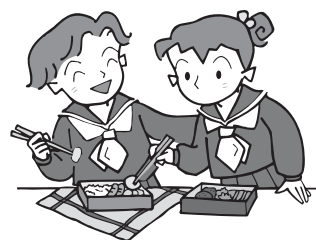
- 1.北勢斎場の霊柩車の廃止について
- 2.員弁中学校・北勢中学校の給食実施時期は

【質問1】 ①市情報誌「Link」に「4月末日で北勢斎場の霊柩車を廃止にしました」と掲載された。北勢町では72パーセントの利用があったため廃止することは納得がいかない。廃止の理由は何か。②市民への周知は。反対の声がなければ問題はないと考えているのか。③今後の再開への見通しは。

【市長・市民部長】 ①所有の2台は、初期登録から23年と17年と古くなってきたため、事故や故障の場合、代車の用意ができない。市としても保障できない。②ホームページや市情報誌「Link」で知らせている。数件の問い合わせがあったが、納得いただいている。③民間委託を推進しているので、新たに購入する計画はない。

【質問2】 大安給食センターが拡充されていることに伴い、保護者や市民からは実施時期につき、大きな不安の声と不信の声が寄せられている。安心していただくためにも、はっきりした実施時期を示すべきと考えるが。

【市長・教育次長】 できるだけ早い時期に給食を実施したいという思いはある。員弁東小学校の耐震化など優先課題があるので、実施までには2・3年はかかる。耐震化が給食化という財政の問題になる。



いなべ市普通財産の 有効活用について ～市の所有の土地など～



近藤 幸洋

【質問】 ①普通財産はどのくらいあるのか。

②今こそ、企業の需要のあるうちに、立地条件に即対応できるよう、土地の有効活用を真剣に考えるべきではないか。

③土地活用について担当部、県との協議の中での今後の方策について伺う。

【総務部長】 平成19年度中において、公有財産台帳整備のため、旧町管理の財産台帳と課税資料をベースに調査を実施した。全ての公有財産は38,013筆であるが確定していないため、現在、管理している関係各部課において確認作業中である。なお、不明確な箇所などについては、補完調査を実施中である。

また、市が活用する予定が無い場合は、財産のスリム化と財源の確保を図るとともに、維持管理費の削減も図るため、適切な処分計画を作りたい。

なお、農地等で関係法令等により、処分に規制がかかる財産については、関係機関等と協議を進めながら有効活用の検討をしたい。

【まちづくり部次長】 平古工業団地、藤原工業団地、鶴沢工業団地、前林工業団地については、企業からの引き合いもあるので、この機会を逃すことなく、積極的に誘致を進めていく。工業団地以外の用地については、関係機関と協議を重ねながら小規模の工業団地、また従業員の社宅用地としても有効利用に努めていく。



藤原工業団地

1.昨今の教育事情について ～増加するモンスター ペアレント～

2.後期高齢者医療制度について



小川みどり

【質問1】 ①学校へ常識の一線を越えた理不尽な要求をする「モンスターペアレント」が問題となっているが、いなべ市の状況はどうか。②小中学生の携帯電話やインターネットによる犯罪が問題になっている。教育行政の中においては、どのような指導を行っているのか。

【教育長】 ①昨年から19の小中学校のうち、3割の学校で報告を受けている。については各学校において対応を取っている。②昨年度立ち上げた「いなべ市情報危機管理検討委員会」において対応を考えていく。

【質問2】 保険料算出に均等割36,758円の算定基準は。また、平均保険料は、三重県（55,882円）と同じでいいのか。一部負担の長寿世代は何人か。

そして、何人の方々が国民健康保険に加入しておられるのか。

【市民部長】 均等割の算定基準は、三重県広域連合後期高齢者医療に関する条例により定められている。平均保険料は55,882円である。加入状況は、平成20年4月時点で国保3,905人、健康保険1,221人、共済等145人の合計5,271人。国民健康保険の平均保険料69,631円に対して、後期高齢者医療制度の平均保険料は55,882円で13,700円の差がある。





水貝 一道

- 1.旧員弁高校の解体工事と跡地利用について
- 2.「笠田新田坂東新田線道路改良工事」と「大井田3区292号線道路改良工事」のスケジュールは
- 3.員弁町の野外センターの今後は

【質問1】 旧員弁高校校舎の解体工事が今年の10月頃から行われ、年度内に完了する予定と聞いているが、①解体工事のスケジュールや方法等についての県からの説明は。また協議は。②跡地利用についての市の対応は。

【総務部長】 ①5月に県教委から工事の概要説明を受け、10月頃から工事に着手し、今年度中に完了する予定である。なお、地元で極力迷惑をかけないように工事を行うと聞いている。また、搬出路が狭いため4トン車で搬出となる。市としては通学路があるのでガードマンの設置等を要望し、地元自治会に対し説明会を開催される予定である。②跡地の利用については県から具体的に報告されていない。市としては、いなべ市全体を考慮し利用の検討をしていきたい。仮に払い下げを受ける場合、多額の購入予算が必要であることをご理解いただきたい。

【質問2】 道路特定財源とその関連法案が5月に衆議院で再可決された。両線の工事のスケジュールに遅れはないか。

【建設部長】 5月14日に20年度に要望した当事業に対する総額3億5千8百万円満額の内示があり、6月3日に事業の交付決定を受けたところである。今年度は測量、設計、用地買収を予定どおり行う。笠田新田坂東新田線は5カ年、大井田線は3カ年の事業予定である。

【質問3】 員弁町野外センターの今後は。

【教育次長】 利用者が年々減少している。地主も了解していることから、本年8月末に閉鎖して返還する。



(坂東新田地内)
員弁野外センター



種村 正巳

学校における 食育教育の現状は

【質問1】 近年、地球温暖化による気候変動が、世界中に異常気象をもたらしている。その影響で食料の需給バランスが崩れつつある。我が国においても食料自給率の低下や食の安全・安心・安定的な供給が叫ばれているところである。市内の学校教育では現在どのような食育が実施されているのか。さらには、現状および課題と今後の取り組みについても伺う。

【教育次長】 小・中学校の家庭科、総合学習、道徳、給食指導の時間を中心に食育の教育を実践している。また、学校の畑で栽培した食材による調理実習や県の食体験推進事業として白瀬小・員弁東小を中心に取り組んでいる。給食試食会などを保護者とともにいきなり状況も知らせている。昨年は治田小・立田小でも実施。食と健康意識を高めるためPTA活動の中で阿下喜・山郷・治田・石樽・丹生川・白瀬

小の各小学校などが取り組んでいる。朝食の徹底や食の安全等については家庭や全校で学習。

また、栄養教諭は笠間小と大安給食センターとで1人、石樽・三里・丹生川小とで1人、員弁東・員弁西小・員弁中とで1人を配置。各学校の食育年間計画を作成して栄養教諭中心に食育体制を進めている。体験学習をして市内の農業公園・椎茸農家・茶工場・納豆加工場や農産物直販所等で実施。

なお、市内の食糧事情の教育については教材を開発して考えていきたい。また、食の専門家を招いたり、校外での食の体験学習ができるための予算も考えていきたい。



三里小学校の農園

市民活動センターを生かし 市民によるまちづくりを

～員弁庁舎西の員弁健康
センター2階に設置～



小林 昌彦

【質問1】 今、市民によるまちづくりは大きな時代の流れとなって注目されている。市民が気軽にボランティア活動に参加するきっかけづくりや活動のネットワークを広げられるよう、サポート拠点として「いなべ市民活動センター」が開設された。当センターの活動に期待する者として以下につき質問する。

①設立の意味と目標は。②組織はどのようなものか。運営の財源は。③位置づけと現状は。④本年度の今後の行動計画は。⑤パブリックコメント（政策意見公募）の対象としたか。⑥関連する条例を制定し、支援・援助をする必要があるのでは。

【総務部長】 ①ネットワーク、コーディネーション、活動の個別支援、活動促進の学習・研修、情報提供の5つの機能により活動団体をサポートするとともに、積極的な啓発活動も実施していく。②総務

部の中の1つの課として独立し、機能を発揮させたい。また、財源は市の財源で対応する。③当面の間は公設公営とし、センターの自主事業については登録団体等の代表者との協働により運営していく。④5つの機能の充足（進捗）状況、市民のセンターへの関心度や浸透状況を把握し、将来に向けての計画を検討していく。⑤対象としていない。なお、71団体に対し活動内容等のアンケート調査を実施し、要望等を把握した。今後、センターを運営するうえで、必要があれば検討する。⑥条例制定は考えていないが、提案として受けとめ、センターの運営を推進していきたい。



員弁健康センター2階に設置した市民活動センター

1. 保育の質が保障される
ために保育士の正規職
員化を求めます
2. 水道料金の値上げ計画
は住民・議会に十分な
説明を求めます



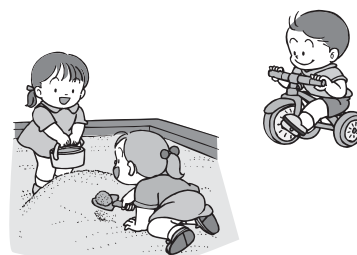
衣笠 民子

【質問1】 ①保育士の約半数が半年契約の臨時雇いである。半年に限って必要な業務以外は、正規職員として採用して当てるべきである。半年以上雇用を続けている人数は。②保育の現場は、経験が交流され、引き継がれていくことで保育の質が保障される。また、計画的に新規採用を行うことで総額としての人件費が同じ水準で維持できる。正規職員の勤続年数構成、今後の新規採用計画は。

【福祉部長】 ①臨時保育士51名中49名が半年以上の雇用。②5年未満→0人、5年～10年→6人、10年～15年→7人、15年～20年→4人、20年～25年→3人、25年～30年→14人、30年～35年→29人、35年以上→9人。具体的な採用計画は、現時点で持っていない。

【質問2】 公的資金の高金利な借金を補償金なしで平成21年度までの3年間に限り、繰り上げて返せるようになった。ただし、補償金に見合う財政の健全化が必要である。水道会計で約14億円繰り上げ償還をすることから2億6,600万円の水道会計の増収目標と計画を国に出した。中でも、料金による増収目標額は平成23年度までで、2億5,600万円と多額であり、市民生活への影響が大きい。どのような値上げ計画を考え、国に出したのか早急に住民、議会に説明を。その予定と方法は。

【市長】 繰り上げ償還を認めてもらうための目標数値として国へ提出した。





石原 瞭

後期高齢者医療制度につき、いなべ市の実態は

【質問1】 ①4月から実施されたが、制度の内容が分かれば、分かるほど国民の怒りが広がっている。いなべ市の実態はどうか。②保険料は、国保と比べ下がると言われたが、全国的な実態調査が行われ、いなべ市でも下がるのは75歳以上の単身世帯のみで、高所得世帯は上がる。高齢者の増加や医療費の上昇で2年ごとに自動的に上がり、高齢者に大変厳しい制度であり、中止撤回しかないと思うが市長はどうか。

【市民部長】 ①・いなべ市の加入者5,271人。
 ・保険料は国保と比べ1人平均で13,700円低い。
 ・保険料を年金で天引きできない人は約500人。
 ・医療側からの反応は聞いていない。
 ・市民に対する周知はリンクに掲載。対象者に制度説明のしおりを送付。老人クラブへ説明（9カ所）。
 ・「長寿医療健康診査」を広域連合で実施する。

各種ガン検診等についても昨年同様実施をする。
 ・健康診査自己負担額は市民税課税世帯で500円、非課税世帯では200円。
 ・保険料軽減の意見具申、被保険者から聞き取り調査をして広域連合が決定する。
 ・市の窓口相談ということだが、医療側とのトラブルについては、県医療安全支援センターを開設し、「医療安全相談窓口」を案内している。

【市長】 ②骨子は守り、修正していくべきであればすべき。



用語解説

暫定税率

ガソリン1リットルには、揮発油税48.6円と地方道路税5.2円の合計53.6円の税金がかかっています。このうち25.1円が、道路整備を加速するために上乗せされた暫定税率です。

暫定税率がかかっているのはガソリンだけではなく、軽油や自動車重量税にもかかっており、総額は2兆7,000億円にのぼると言われています。

総合計画

総合計画は行政運営の長期的・総合的指針となるとともに、まちづくりのための施策執行の優先順位を市民に明示します。

指定管理者制度

市の施設（文化ホール、図書館、体育館、福祉施設など）については市が管理していましたが、市民サービスの向上と効率的な運営を目指すためには、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することが有効であると考えられ、議会の議決を

経て民間企業などが市の施設の運営管理を行うこととです。

普通財産

普通財産とは行政財産以外のものをいいます。普通財産は市において特定の行政目的に用いられることのないもので、行政財産は市において公用または公共に使用し、または使用決定した財産です。

後期高齢者医療制度

75歳以上の後期高齢者は、国民健康保険や被用者保険に加入して保険料を払いつつ、市町村が運営する老人保健制度にも加入して医療給付を受けていましたが、今年度4月よりこの方式が廃止され、後期高齢者のための独立した新しい医療保険制度が始まりました。

65～74歳で一定の障がいの状態にあることにつき広域連合の認定を受けた方も対象となります。

委員会 の 審 査 結 果

総務常任委員会

付託案件の審査、6月16日（議案6件、請願2件）

- 議案第35号「いなべ市 監査委員条例の一部を改正する条例について」（全員賛成）
地方公共団体の財政の健全化に関する法律が制定されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。
- 議案第36号「いなべ市 税条例の一部を改正する条例について」（全員賛成）
地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。
- 議案第39号「いなべ市 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」（全員賛成）
非常勤消防団等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の規定に基づき、条例の一部を改正しようとするものです。
- 議案第40号「財産譲渡について」（全員賛成）
大井田自治会へ財産を譲渡しようとするものです。
- 議案第41号「財産譲渡について」（全員賛成）
北金井自治会へ財産を譲渡しようとするものです。
- 議案第42号「平成20年度いなべ市一般会計補正予算（第1号）」（全員賛成）
債務負担行為の追加補正をするものです。
- 請願第1号「郵便局の民営・分社化の見直しを求める請願」（全員反対）
- 請願第3号「民法772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書の提出を求める請願」（全員賛成）

委員会での主な質疑

いなべ市税条例の一部を改正する条例について

Q 公的年金等に係る個人の市民税の徴収方法は年金から天引きするということか。

A 平成21年の10月支給分の年金から市民税が徴収される。年金の支払月である年6回の偶数月の支払いから特別徴収により天引きされる。

教育民生常任委員会

付託案件の審査、6月16日（議案2件、請願1件）

- 議案第34号「いなべ市 教育委員会委員定数条例の制定について」（全員賛成）
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、いなべ市教育委員会委員を増員するため、条例を制定するものです。
- 議案第37号「いなべ市 福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」（賛成多数）
福祉医療費制度の見直しにより、心身障がい者及び乳幼児の拡大をすることに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。
- 請願第2号「後期高齢医療制度を廃止するように国への意見書採択を求める請願」（賛成少数）

委員会での主な質疑

いなべ市教育委員会 委員定数条例の制定について

Q 委員の任期は4年となっているが、委員となる保護者は、任命の時点で保護者であればよいのか。

A 選任時に、小学校から高等学校までの子を持つ保

護者、そして19歳以下の子を持つ保護者の方の中から選任させていただきたい。なお、4年の任期途中で子が在学しなくなった場合においても、交代していただくことはない。

産業建設常任委員会

付託案件の審査、6月16日（1議案）

○議案第38号「いなべ市 給水条例の一部を改正する条例について」

（賛成多数）

いなべ市水道料金を改正する必要があるため、条例の一部を改正しようとするものです。

委員会での主な質疑

いなべ市給水条例の一部を改正する条例について

Q 水道料金の値上げをする議論の機会もあったと思うのだが、どうして省かれたのか。

A 説明する機会はあったが、3月の時点では準備段階だったこともあり、説明不足を懸念しつつ、最終案がまとまったのが5月8日であった。そのため5月30日の全員協議会において提出させていただいた。

Q 公共料金の地域格差是正計画を示さずに物価上昇分だけの料金値上げは いかがなものか。格差是

正に向けての見解は。

A 水道基本計画の中で精査をして、それぞれの意見を計画の中に盛り込みながら取り組んでいきたいと思う。

Q 合併協議会の中で10年以内に料金を統一する旨があるので、料金統一または是正計画を示していただきたい。

A 料金統一に向かって水道部職員一同頑張りたいと思う。

当委員会で附帯決議案が提出されました

水道料金の改定は、市民の生活に直結することからも、議会に対し十分な説明を行ったうえで進めるべきである。

議案第38号については、議案作成までに議会への説明がなく、全員協議会での説明は議案配布後であった。よって、今後、水道料金の改定を含め、公共料金の見直しを図る際には、早い段階において、全員協議会等で議員の意見も聴取するなど、議会との十分な議論の場を設けること。

すすむ 議会改革

議 員 定 数	議員定数 20人に削減	費 用 弁 償	平成15年12月の市町村合併により、いなべ市は議員に対する費用弁償を廃止に統一しました。
	次回の議会議員選挙より、議員定数を現行の24人から4人削減して20人とします。 削減効果額：約2,470万円 ※議会議員選挙は平成21年11月頃の予定です。 ※法定議員定数（自治法で定める議員定数）は26人です。なお、この定数は条例で削減することができます。		

近隣市町の議員報酬・政務調査費（月額）

	いなべ市	桑名市	四日市市	鈴鹿市	亀山市	東員町	菰野町
一般議員の報酬	390,000円	460,000円	589,000円	485,000円	390,000円	250,000円	300,000円
政 務 調 査 費	0円	50,000円	70,000円	50,000円	20,000円	10,000円	30,000円
費 用 弁 償	無	無	無	有	有	無	無

※「報酬」とは、非常勤職員に対する職務の対価のことです。議員は非常勤の特別職であるため、給料でなく報酬が支給されます。（いなべ市の場合、報酬額から共済費、所得税を差引いた手取額は約27万円です）

※「政務調査費」とは、議員の調査研究に役立てるための必要な経費です。

※「費用弁償」とは、本会議や常任委員会に出席した場合の経費です。

反対 VS 賛成

本会議において反対・賛成双方の討論があった案件は次のとおりです。

●議案第37号「いなべ市 福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」 (賛成多数可決)

福祉医療費制度の見直しにより、心身障がい者及び乳幼児の拡大をすることに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

反対討論

石原 瞭 議員

心身障がい者1級の医療費助成実施とともに、4歳から就学前の乳幼児通院の医療費助成が9月から新規に始まることは、子育て世代には望んでいたことであり、喜ばれることだと思う。

しかし、今回の提案で大きく改悪となるのは、非課税世帯の入院時食事代が有料化になることである。近年、国の医療費負担を削減するために、人間誰もが食事をすることから、本人が食事代を負担をするのは当然のような暴論が通っている。今回は「入院時食事療養費」であり、治療に必要な医療費だと思う。よってこの点で議案に反対し、一刻も早く入院時食事療養費の支給を復活させることを望む。

賛成討論

鈴木 順子 議員

乳幼児医療の無料化を現在の4歳未満から就学前までに拡大する条例である。いなべ市にとっては、障がい者に対して食事療養にかかる負担増になるという納得しがたい部分もある。

しかし、乳幼児医療費の無料化の拡大については市民の強い要望があり、次世代育成の観点からも乳幼児福祉拡大の大きな第1歩だと考える。この条例により9月から乳幼児を持つ保護者がどれだけ助かるかと思うと、今後の課題を残しながらも、この条例の改正に賛成する。そして乳幼児医療費のさらなる拡大を要望し賛成討論とする。

●議案第38号「いなべ市 給水条例の一部を改正する条例について」 (賛成多数可決)

いなべ市水道料金を改正する必要があるため、条例の一部を改正しようとするものです。

反対討論①

川瀬 利夫 議員

水道料金の公正な値上げについては反対ではないが、今回の料金改正は国の物価上昇率を理由とした料金の値上であり、公共料金である水道料金を民間企業でもないのに、物価上昇対策として料金改正を行うことはいかなるものか。その理論を認めるならば、物価の上下により、その都度、料金改正を行っていくことになり、そうならば市民生活に対する不安は募るばかりである。最近の急激な物価上昇、特に原油価格に関しては、今後もますます上昇するとされている。

そこで私は、現状の問題だけにとらわれるのではなく、もっと解決すべき重要な問題があると考えます。それが、水道収益の伸び悩み、水道施設の設備投資、そして水道料金の地域格差などの問題があり、料金改正を行うのであれば、最初にこの問題の解決のために議論をして、その対策を考えるべきではないか。特に水道料金の地域格差の問題については、現在、平均的一般家庭使用料40立米、2カ月分の水道料金は藤原地区2,200円に対して北勢・員弁・大安地区では4,400円であり、料金格差は2倍である。このことについては、合併協定書の中で使用料および手数料の調整は合併後10年以内の早期に調整するとあるが、合併から

5年経った現在でも、未だに計画の提示もされていない。この議会の市長発言でも、合併協定書の内容を重視すると答弁をされた。このままの状態では、5年後には藤原地区の住民に急激な料金負担を求めることになる。それを避けるためにも、緩やかに料金格差の是正をすべきである。そして将来の市民の生活を守るためにも、早急に残り5年間の格差是正スケジュールを1年ごとに明確に示していく必要があると考える。このような点から、今回の計画性のない料金改正はすべきではない。したがってこの議案には反対する。



いなべ市議会だより

賛成討論①

小川 克己 議員

値上げの議案なので、もろ手を挙げての賛成は非常にやりにくいですが、合併協議会に参加していた議員としては、水道料金改定資料にも記載されており、藤原地区と他3地区との料金割合は1対2である。これを合併後10年間で統一料金にするということで、当時の合併協議会で合意をして、十分に周知徹底が図られている。

この議案は料金統一と水道会計の健全化に向けての第1段階であり、受益と負担に地域格差があってはいけない。

なお、今回の料金改定では、1カ月の使用水量が10立米までの家庭では、従量料金が据置となっている。一概には言えないが高齢者世帯や1人世帯では低使用料の世帯が多いと思われるので、この点を高く評価する。今後は一般会計より補てんされている多額の補助金をどこまで圧縮していくのが大きな課題と考える。早い段階での骨子の検討、説明を要望し賛成討論とする。

反対討論②

衣笠 民子 議員

今回の水道料金の値上げとして、物価上昇分を料金に反映させる。2本立て料金体系の格差を縮めることを挙げている。物価上昇分を料金に反映させる観点からは、ガソリンの高騰を始め、食料品、日用品などのさまざまな物品が値上がりして庶民の暮らしは悲鳴を上げている。特に高齢者世帯では、年金が増えないなかでの税制改悪や医療費の負担増などによる生活への不安が高まっている。

こんな時こそ地方公共団体は、本来の役目である住民の生活を守っていかねばならない。道路建設などを後回しにしてでも、住民からの税金を生活防衛のために最優先に使うことは住民が納得するところと考える。2本立て料金体系の格差を縮める観点では、合併をするにあたって統一時期や方法を住民合意のもとで、議論をつくり決定してこそ合併に進めたはずであった。この時の反省の下、いなべ市の適正な料金の情報を議会および住民に公開して十分に議論し、今度こそ方向性をしっかり定めることが重要だと考える。よって住民にとっては不意打ちのような今回の値上は認められない。



賛成討論②

川崎 智比呂 議員

現在の社会経済情勢は原油の高騰のあおりを受け物価の上昇が激しく、市民の生活を圧迫している。そのような中で水道料金などの公共料金の値上げは直接市民生活などに関わり、それでなくても物価高による厳しい生活状態をさらに圧迫することとなり、できるものならば公共料金の値上げは控えていただきたいと思うのが本音ではある。

しかし、現在のいなべ市水道会計の状況は、合併により、低い料金設定とされたことなどが要因となり、大変厳しい状態である。民間企業ならすでに倒産していてもおかしくないような状態であると考え。現在は一般会計から4億円にもなる補助金で維持している状況である。このままの状態ではさらなる一般会計からの補助金が必要となり、将来的には一般会計が圧迫されて、大切な福祉施策や教育施策の圧迫につながることを予想する。今回の水道料金の条例改正には、我々議員の代表も委員に選出されて、民間である市民の方とで構成された水道事業運営審議会で十二分に審議され、その審議答申を受けた上での現在の物価上昇率に合わせた約5%の値上げということで、財政的に厳しい水道会計の現状を考えれば、料金の値上げは仕方がないことだと考える。

今後は、水道料金が値上げとなった水道会計の厳しい状況や値上げに対する根拠を広く市民に周知して理解を促されることを行政側には願います。

また、物価上昇分の料金の値上げではあるが、この水道会計は厳しい状況の中で、水道料金のあり方、いびつな料金体系のあり方について抜本的な改革を行われる予定であると思う。そこで先ほど述べたように公共料金の値上げは直接市民生活に影響を及ぼすことから、それらの改革を推進するにあたっては、水道会計の経費削減策や財務予想、事業計画、改革推進策などを事前に議員へ提示して、広く深い議論の中で施策を決定されることをお願いして賛成討論とする。

賛成討論③

小川 みどり 議員

いなべ市水道事業が取り巻く現状の中で、将来にわたり安心、安全、安定した給水継続をしていくために、水道会計の健全化を図る必要がある。

平成15年12月1日付、合併協定書の協定項目の第14条、使用料の調整方針では、「調整は合併後10年以内の早期に調整する」と記載されている。また、第23号の15では、「水道事業会計は統一を図る」と記載されている。

合併当初から、いびつな料金体制のために公平の原則から離れている。そして何より一般会計から5年間で21億円の補てんがある。これは料金改定を延ばすことによって生じた赤字である。その赤字負担を先送

りにして、次世代へ絶対に残してはならないと私は考える。

また、水道審議会には住民代表の方も出席され、この議会からも選出されている。3月28日付で答申が市長あてに提出されているが、この段階でもっと住民

にPRすべきであったと思う。今後は企業会計の収支均衡の原則である受益と負担の関係を厳しく受け止めていただき、水道事業の健全な経営を図っていくために給水条例の一部改正する条例に賛成とする。

●請願第1号「郵便局の民営・分社化の見直しを求める請願」

(賛成少数否決)

2名の連名により提出された請願です。【紹介議員：石原 瞭 議員、衣笠 民子 議員】

1. 日本郵政、ゆうちょ銀行、かんぽ生命各社の株式について、政府が保持し続けられるよう、「株式売却の凍結」をおこなうこと。
2. 郵政関連法に「通信と金融のユニバーサルサービスの提供義務」を明記すること。
3. 郵便事業と郵便局の実態を検証し、「民営・分社化」を見直すこと。

反対討論

太田 政俊 議員

いなべ市の郵便局の現状、廃止状況および郵便局のサービス状況を踏まえて総務常任委員会でも委員長に申し上げたが、この請願を採択することは絶対に反対である。

今、石原議員が言われました高等な技術は、全国を網羅する理論であって、私にはとても全国を見渡す視野はない。いなべ市の郵便局で限られた範囲だが、限られた範囲の中では、特段問題が起きていないということは事実である。だから全国レベルの問題は国会に任せ、いなべ市の範囲は、いなべ市に任すということで、私はこの請願を採択することは絶対に反対である。

賛成討論

石原 瞭 議員

昨年10月1日に郵政3事業は民営分社化された。小泉前首相、竹中前郵政民営担当大臣は、2005年の郵政国会で、「国民の利便性に支障が生じないようにしていく。過疎地の郵便局を閉鎖しない。」と国民に約束した。また、郵政解散後の総選挙では、「民営化すれば郵便が安くなります」などと大宣伝をしている。

しかし民営化後、郵便物を配達する集配郵便局は全国で4,696局から1,088局に減り、三重県においても25局の集配郵便局の配達業務は中止され、閉鎖された簡易郵便局もある。

この願意のところをよく見ていただきたいが、1点目に郵政民営化法は3年ごとに見直すことになっている。ここに書かれているのは、民営化開始によるサービスの低下が指摘をされ、見直しまでの間に政府が握っている日本郵政などの株式の売却を凍結し、サービスが一層後退することを食い止めるということの願意である。よって株式を売払った後では、どのような改革もできない問題があると思う。

2点目の金融通信のユニバーサルサービスを支えているのは、簡易郵便局だが、民営化された当日に68



局が一斉に閉鎖され、利益が低いということで、簡易郵便局は減っていく方向にある。このような形で具体的なサービスの低下が進んでいるが、全国で人口の少ない町村には必要な金融サービスを保障するように郵政関連法の中に盛り込んでほしいというのが2点目の願意である。

3点目は、現在の郵政事業と郵便局の実態をよく検証して、民営分社化を3年ごとに見直していくことである。

以上のように市民のニーズにあった郵便3事業のあり方を求め、職員の労働強化と住民のサービスの低下を招かないようにという立場で、ごく当たり前の請願3項目について、私は賛同して請願可決されることを求めるものである。



●請願第2号「後期高齢医療制度を廃止するように国への意見書採択を求める請願」 (賛成少数否決)

4名の連名により提出された請願です。【紹介議員：石原 瞭 議員、衣笠 民子 議員】
国に対して、後期高齢者医療制度を廃止するように意見書を提出すること。

反対討論①

太田 政俊 議員

後期高齢者医療制度は、高齢者の増大する医療費を国民全体で安定的に支え、75歳以上の高齢者に適切な医療サービスを提供するために導入された。この制度が始まって間もないこの時期に、マスコミに便乗して高齢者のみならず国民までを不安に陥れるような発言を繰り返す人がいる。

そこで私は、今後国は高齢者の特性を把握して適切な医療、適切な検診のあり方について、広域連合において実施し、広域連合の運営については、都道府県知事の運営責任を明確にさせていただき反対討論とする。

反対討論②

鈴木 順子 議員

この医療制度は、増大する高齢者の医療費を国民全体で安定的に支えるとともに、75歳以上の高齢者の特性を踏まえた適切な医療サービスを提供するために導入され、骨格は正しいと信じている。しかし、運用面で幾つかの問題点があったので、このたび政府与党は保険料の軽減措置、年金からの天引きおよび診療報酬などの改善策骨子をまとめた。これは高齢者のさまざまな生活状況を考慮した改善策である。

いなべ市においては、改善策によって75歳以上の単身世帯のほとんどが減額となり、後期高齢者医療制度の廃止となると市民の混乱を招き、地域格差や所得格差の問題が再び発生する。よって、今後の検討課題も含めて廃止するのではなく、国民の意見を真摯に受け止めていただき、改善に取り組む必要があると思う。したがって後期高齢者医療制度を廃止するように国へ意見書を提出することについては反対である。



賛成討論①

岡 英昭 議員

医療費制度というのは、国の将来を左右する重要な制度であることは、私も承知している。後期高齢者医療制度には、マスコミや大多数の国民が異議を唱えて反対の声が高まっており、6月6日には参議院で後期高齢者医療制度の廃止法案が可決された。その中で私も同感に思うことは、戦後焼け野原となった日本の復興へ大きく貢献をされた多くの人たちを75歳以上という別扱いで年金からの天引き、負担軽減になるといった偽ったPR、および今後はさらなる負担増になっていくことが判明した。

政府は巨額の税金の無駄遣いを改めることなく、保険料を年金から天引きするように、徴収しやすい人からは確実に取るという卑小な高齢者いじめのような理不尽な法律である。この制度のもとでは後期高齢者に対する定額制医療、すなわち医療報酬限度額が設定されて高度な医療行為は行えなくなると同時に低所得者にとって負担増となるために受診の抑制が働き高齢者の死期を早めることにもなる。よって極論を言えば、「高齢者は病気治療を控えろ、この制度が存続すれば、日本は長生きできない国、また、長生きを許さない冷たい国になってしまう」と多くの医師会の会長さえ警告している。

本来お年寄りには、長生きしてよかったと言いたところだが、ある90歳の女性が「死にそこなって長生きをしてしまい、若い人に申し訳ない」という言葉を発せられたそうである。こんな思いをされている制度ではいけないと思い、私はそのことに対して採択に賛成する。

賛成討論②

衣笠 民子 議員

後期高齢者医療制度は2年前に制度に関する法律が策定され、本年の4月から実施している。

この制度については、国民の間では理解が深まるどころか、知れば知るほど制度の廃止を求める声が広がっている。そもそもこの制度は医療費の削減が目的であり、別立ての保険制度にするという時点から相互扶助が働きにくく、保険料は今後2年ごとの改定のたびに増えていくことになる。しかも、滞納すれば保険証の取り上げまで行われる制度になっている。保険証の取り上げは、必要な医療が受けられないことになり、即、命にかかわることであり、受けられる医療も制限が加えられ全国30の医師会が異論を唱えているところ

である。

なお、後期高齢者医療制度への国民の怒りを受け、野党4党が廃止法案を国会に提出した結果、参議院で可決され、衆議院での審議が待たれているところである。しかし、国民世論は制度に固執したままの見直しには多数が批判的であり、廃止を求めている。6月16日付の毎日新聞によると「制度の廃止反対の30%」に対して「制度を廃止して従来の制度に戻すことに賛成が56%」と上回っている。17日付の朝日新聞でも

「見直しを主張する政府与党を評価する人は30%」で、「廃止を主張する野党を評価する人が49%」と上回っている。また、共同通信社の世論調査でも「運用改善が44.9%」に対して「廃止すべきだは47.0%」と上回っている。

この結果、今こそ、いなべ市議会でもこうした国民世論を踏まえて住民からの廃止を求める意見書の提出の請願を採択し、意見書を速やかに国会に対して提出すべきである。

議案の審議結果一覧表

賛成と反対に分かれた案件

～下記以外の12案件（議案9、承認2、同意案2）は全会一致で可決～

議長 林 正男は採決に加わらない。○は賛成 ×は反対 付託委員会(総：総務常任委員会 教：教育民生常任委員会 産：産業建設常任委員会)

議席番号			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
議案名	付託委員会	審議結果	小林 昌彦	川瀬 利夫	近藤 幸洋	城野 正昭	岡 英昭	小林 俊彦	鈴木 順子	伊藤 和子	衣笠 民子	位田まさ子	川崎智比呂	藤本 司生	種村 正巳	林 正男	水谷 治喜	伊藤 弘美	奥岡 征士	清水 保次	小川みどり	水貝 一道	出口 正	小川 克己	太田 政俊	石原 瞭
税条例の一部を改正する条例について	総	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	教	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
給水条例の一部を改正する条例について	産	可決	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	—	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×
郵便局の民営・分社化の見直しを求める請願	総	不採択	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
後期高齢医療制度を廃止するように国への意見書採択を求める請願	教	不採択	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	×	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
民法772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書の提出を求める請願	総	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○
民法772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書の提出について	総	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○



クイズ

問1

後期高齢者医療制度の被保険者は原則何歳からの方でしょうか。

問2

P13～17の反対と賛成の討論は全部でいくつでしょうか。

問3

議会広報を編集している委員会の名前はなんですか。議会○○特別委員会。

答えはすべて「紙面の中」にあります。ぜひ、ご応募ください。

応募方法

官製はがきに「答」・「住所」・「氏名」・「年齢」を記入してお送りください。

正解者の中から抽選で15名の方に「図書カード」をプレゼントします。

☆あて先 〒511-0292

いなべ市大安町大井田2705番地
大安庁舎内 いなべ市議会 議会事務局

☆締切日 平成20年8月29日(金)《当日消印有効》

※応募いただく「はがき」にスペース(空白)ができましたら、「議会だより」や「議会」に対するご意見やご感想もぜひお書きいただき送付ください。なお、「ハガキ」にご記入いただいた個人情報につきましては、目的以外に一切使用いたしません。

広報特別委員会 視察研修

愛知県豊田市で研修 (5月19日)



豊田市では読みやすい広報誌の作成方法、紙面のレイアウトなどを学びました。

石川県内灘町で研修 (5月20日)



内灘町では一般質問のまとめ方、掲載方法などを学びました。

編集後記

「議会だより第18号」をお届けします。今号は6月定例議会の報告ですが、乳幼児医療費の無料化拡大の議案が可決された反面、非課税世帯の入院食事療養費の有料化や水道料金の改定など市民の生活に直接影響する議案もあり、白熱した討論が行われました。

議会だよりの作成にあたっては、議会広報特別委員会の6名は、少しでも市民の皆様に理解していただき、読みやすい「議会だより」を目指して猛暑の中、写真撮影を行い、今号では初めて「議会改革」について掲載させていただきました。

また、議会前後には委員会の視察研修もあり、議員および行政は資質を高めて「いなべ市建設」に生かさなければなりません。今後も市民の皆様からの ご意見、ご感想をお待ちしています。

9月定例議会 (予定)

- ◆開会日……………9月 4日(木)
- 一般質問……………9月 9日(火)
- 9月10日(水)
- 総括質疑……………9月12日(金)
- 常任委員会…………9月16日(火)
- 9月17日(水)
- ◆閉会日……………9月25日(木)

連絡先

〒511-0292

三重県いなべ市大安町大井田2705番地

いなべ市議会 議会事務局

TEL (0594) 78-3515 / FAX (0594) 78-3516

<http://www.city.inabe.mie.jp/~gikai/>